

## 基本目標5 誰もが健康で快適に住み続けられるまち

安全で快適に生活するためには、大気や水質を良好なものとするとともに、騒音や振動、悪臭などの問題を未然に防止することが大切です。また、化学物質などの適正管理やリスク管理\*なども区民が安心して生活する上で重要な課題であるため、適正管理および防犯・防災対策を進め、安心・安全・快適に住み続けることのできる生活環境づくりを推進します。

### 基本施策 12 きれいな水と空気に囲まれた生活環境づくり

#### (1) 河川、池、水路の水質向上対策の推進

##### ◆河川水質調査および水質汚濁防止対策（環境課）

河川の水は、その河川に住む生きもの、その水により生育する農作物、そして、その水に親しむ、または、その水を飲む私たちにとって、安心・安全なものでなければなりません。そこで、区内を流域とする河川の状況を把握するため水質を調査するとともに、河川の水質の汚濁を防ぐため、工場や事業場に対する東京都条例「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づく指導や排水の規制を行っています。

#### ① 河川の水質

区内を流れる河川の水質を監視するため、区では河川ごとに調査地点を設け、継続して水質の測定を行っています。平成 15 年度からは、7 地点（平成 30 年度から 6 地点）を調査しています。区内を流れる河川の水質を経年変化で見ると、横ばいまたは改善の傾向です。

水の汚れを見分けるものさし	
BOD (生物化学的 酸素要求量)	微生物が水中の有機物を酸化分解するために必要とする酸素の量。河川の汚れを示す代表的な指標で、この値が大きいほど川は汚れていることになりま す。5 mg / ℓ 以下が望ましい値です。
COD (化学的酸素 要求量)	過マンガン酸カリウムなどの酸化物が、水中の有機物を二酸化炭素や水など に分解するために必要な酸素の量。海や湖の汚れの度合いを示す指標で、その 値が大きいほど川は汚れていることになります。



≪河川の水質調査結果（BOD）≫（単位：mg/ℓ）

河川名	類型	調査地点	年度 平均値	経年変化
江戸川	A	葛飾大橋 ■	1.1	江戸川は、上水の取水がありA類型とされており、区内の河川の中では最もきれいな水質を維持している。経年的には昭和60年頃一時悪化傾向にあった。その後は、改善傾向を示している。
		新葛飾橋 ▲	1.5	
中川	C	飯塚橋 ▲	3.2	昭和40年代後半からは、大幅に改善され、それ以降も改善傾向にあるか、もしくはその水質を維持している。
		高砂橋 ▲	2.7	
		平和橋 ○	1.9	
		平井小橋 ○	1.8	
新中川	C	細田橋 ■	2.4	BODは、増減を繰り返しながら推移し、横ばい傾向となっている。
綾瀬川	C	綾瀬水門 ○	2.2	昭和40年代後半を境に大幅に改善されてきており、着実な減少傾向を示している。近年横ばい傾向である。
		木根川橋 ■	2.4	
荒川	C	堀切橋 ▲	1.4	BODは、横ばいまたは微減の傾向を示している。区内では江戸川に次ぐきれいな水質を維持している。
大場川	C	葛三橋 ○	4.1	平成15年度以降大場川の水質が改善され、近年横ばい傾向である。
水元小合溜 (BOD)	-	旧山王台公園 ■	4.2	平成7年度から増減を繰り返しながらも改善が進んでいる。近年横ばい傾向である。
		水元大橋 ■	5.4	
		内溜 ■	4.3	

注1 区の測定値は、令和4年度の値 都、国の測定値は、令和3年度の値

注2 ■は区、○は都、▲は国の調査による値

注3 平成29年4月1日付で大場川に環境基準（C類型）が指定されました

注4 水元小合溜には類型は定められていません

[河川の類型別 BOD 環境基準]

類 型	BOD
AA	1 mg/ℓ 以下
A	2 mg/ℓ 以下
B	3 mg/ℓ 以下
C	5 mg/ℓ 以下
D	8 mg/ℓ 以下
E	10 mg/ℓ 以下

② 水質汚濁防止対策

<水質の汚濁とは>

工場や事業場の排水や家庭排水などによって河川、湖沼、海などが汚されることを水質汚濁といいます。河川などは本来、自ら汚れを浄化できる機能を持っていて、これを自浄作用といいます。この自浄作用以上に汚れた水が流れ込むと汚濁が進み、魚が住めなくなったり、悪臭が発生したりします。

河川の水質汚濁を防ぐため、工場や事業場に対する指導や排水の規制を行うほか、河川の水質調査や河川浄化の普及啓発などを行っています。水質の汚濁した河川に関しては、河川流域全体で浄化対策に取り組む必要があることから、区民や河川管理者、河川流域の自治体と連携した活動を行っています。区内の下水道普及率がほぼ 100%となった現在、区内から河川に入る汚濁物質を削減していくためには、下水放流水の水質改善や合流式下水道の雨天時越流水（下水道施設の処理能力を上回る大雨時に雨水とともに未処理のまま放流される汚水）対策が必要となります。これらに加え、河川の自然浄化能力を向上させる河川整備などによる水質の向上も必要です。

なお、水元小合溜において、「水元小合溜水質浄化センター」を設置し、他の河川から導水した水を浄化したうえで放流し、水質改善を進めています。

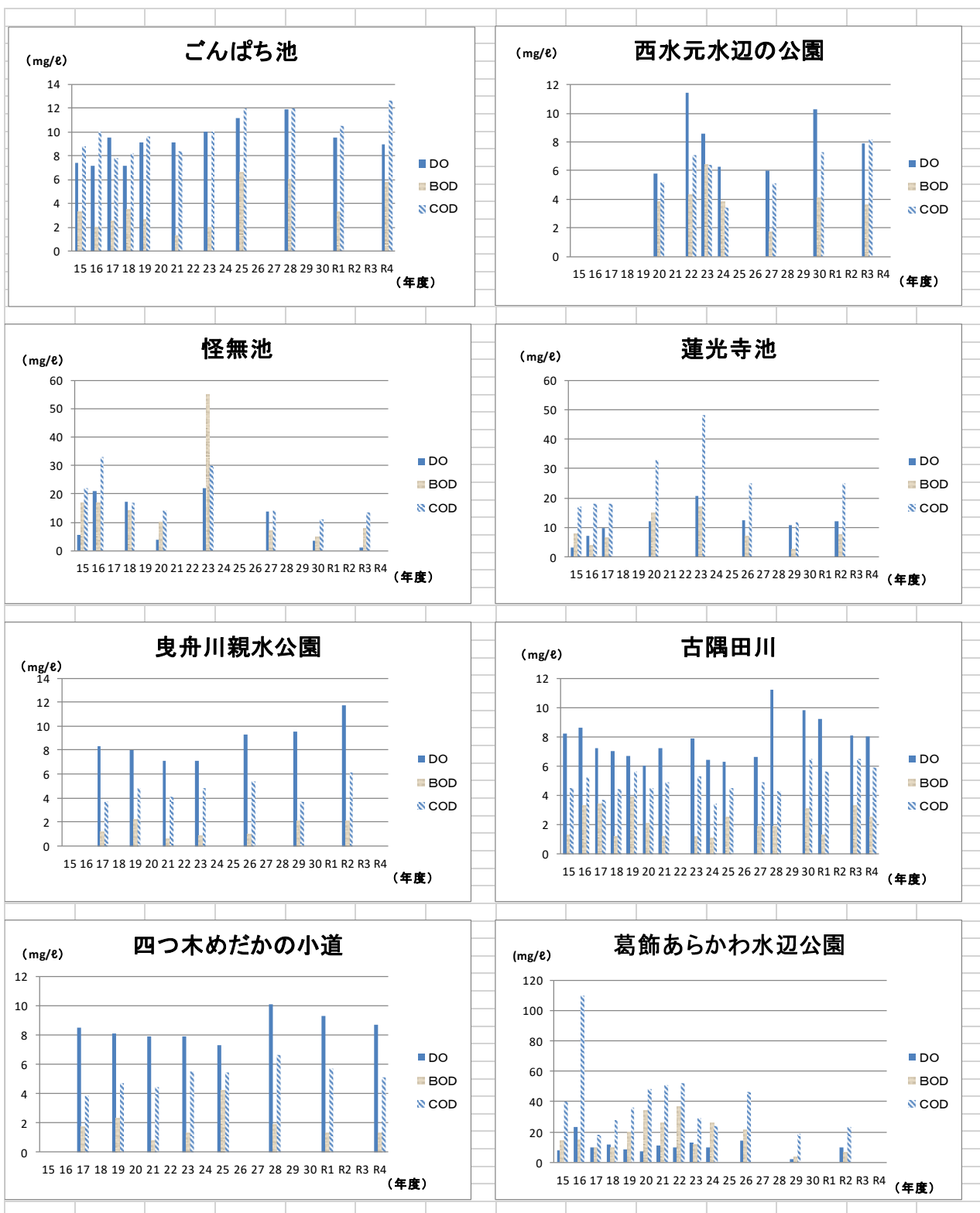
③ 池・水路の水質

葛飾あらかわ水辺公園や蓮光寺池、怪無池など、BOD・COD とともに経年変化が激しくない池や水路の水質を毎年5地点で調査しています。平成 17 年度からは、曳舟川親水公園、四つ木めだかの小道を調査対象に加え、蓮光寺池、怪無池と隔年での調査を実施し、平成 20 年度からは西水元水辺の公園の 1 地点、22 年度からは新中川、大場川中州、ワ

ンドのある江戸川新八水路の3地点を調査対象に加えて、各地点を2～3年毎に交互に実施しています。

過去10年間の水質調査結果の経年変化では、調査対象のうちの8地点を比較した場合、水質（BOD）が良好な場所は、水路では曳舟川親水公園でBODが1～2mg/ℓ程度、続いて古隅田川でBODが1～3mg/ℓ程度、池ではワンドのある西水元水辺の公園でBODが2～6mg/ℓ程度と安定しています。また、CODについても曳舟川親水公園、四つ木めだかの小道、古隅田川で5～6mg/ℓ程度と安定して推移しています。

◀池・水路の水質調査結果（経年変化・夏期）▶



④ 啓発事業

「自然環境学習出前講座」（P27～28 に掲載）、「綾瀬川クリーンキャンペーン」（P12 に掲載）などで実施しています。

◆工場認可申請・立入検査（環境課）

◀工場認可申請▶

公害の発生を未然に防止するため、事業者は工場を設置するときやすでに設置認可された工場の設備機械、建物などを変更するときには、設備や公害防止の方法などについて、事前に区長の認可を受ける必要があります。

区はこの申請内容を審査し、規制基準に適合しているかを判断しています。

○工場認可申請件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
設置	8	5	3	9	11
変更	2	10	0	5	6
総数	10	15	3	14	17

◀立入検査▶

・汚水の水質

公共用水域に汚水を排出する工場に対し、規制基準の遵守を義務づけています。

汚水の水質について、対象となる工場がある場合には、区が対象工場への立ち入り、採水等を行い、基準に適合しているかの検査を実施しています。

○工場汚水水質立入等検査結果

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
立入等件数	1	1	1	0	0
基準超過件数	0	0	0	0	0

◆指定作業場の届出・立入検査（環境課）

◀指定作業場設置・変更届▶

工場における認可制度と同じ目的で、指定作業場を設置するとき、または設置された指定作業場の設備機械、建物などを変更するときには、設備や公害防止の方法などについて、事前に届け出ることを事業者にも義務づけています。

区はこの届出内容を審査し、規制基準に適合しているかを判断しています。

○指定作業場届出件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
設置届 (件)	4	8	7	9	8
変更届 (件)	2	2	4	15	1
総数 (件)	6	10	11	24	9

《立入検査》

工場と同じく、区は指定作業場における公共用水域へ排水する汚水の水質の立入等調査を実施しています。

○指定作業場汚水水質立入等検査結果（下水処理）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
立入等件数	1(2)	1(2)	1(2)	1(2)	1(2)
基準超過件数	0	0	0	0	0

※（ ）内は採水箇所数（東処理施設、西処理施設）

（2）大気汚染などの防止の推進

◆アスベスト対策（届出、基準などの規定）（環境課）

建築物などの解体や改修に伴うアスベストの近隣への飛散防止を徹底し、良好な生活環境を保全します。

① アスベストとは

アスベストは、石綿（せきめん、いしわた）とも呼ばれる天然の鉱物繊維です。耐火性・断熱性・防音性・絶縁性などの多様な機能を有していることから建築建材として多く使用されてきました。現在は使用が認められていませんが、繊維が極めて細く軽いため解体工事などで破壊されると飛散しやすく、長期間にわたって吸い込むと、肺がんや悪性中皮種などの疾患を引き起こす恐れがあるといわれています。

② 法と条例による規制

大気汚染防止法では、建築物・工作物の解体や改修などの作業実施にあたっての事前調査の義務化や、特に飛散性の高いアスベストの除去工事に伴う届出および作業の実施内容



の掲示など、石綿飛散防止対策のための作業基準が規定されています。

また、環境確保条例においても、特に飛散性の高い石綿含有建築物の解体等工事に係る石綿の飛散防止方法の詳細、及び飛散の状況の監視その他の計画を、区へ届け出なければなりません。

調査の結果、次のものについては、作業開始 14 日前までに届出が必要です。

- 吹付けアスベストの使用面積が 15 m<sup>2</sup>以上ある建築物
- 吹付けアスベスト、アスベスト保温材などが使用されている建築物の延べ面積または工作物の築造面積が 500 m<sup>2</sup>以上あるもの

建築物などの解体などに係る作業は、石綿の飛散を防止するため、工事現場の覆い、湿潤化、排水処理の措置、適正な廃棄物の保管及び処理など、関係法令の遵守事項に従います。

#### ○石綿含有建築物解体工事に係る届出件数

種 別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
大気汚染防止法	41	57	45	13	12
環境確保条例	41	55	45	13	11

#### ③ 飛散防止指導

区では、届出のあった建設工事について、工事前・工事後などに立入りし、適切に準備・作業が行われているか調査し、人体に有害な石綿が近隣に飛散しないように指導しています。また、工事施工業者から「石綿濃度測定」の結果を提出してもらい、飛散防止の監視もしています。

#### ◆民間建築物アスベスト対策工事費等助成（建築課）

民間建築物に使用されている吹付け材のアスベスト調査費及び飛散防止のための工事費の一部を助成することにより、区民のアスベストによる健康被害の軽減を図ります。

年度	調査（件）	対策（件）
平成 17 年度	8	0
平成 18 年度	5	2
平成 19 年度	1	1

平成 20 年度	2	0
平成 21 年度	3	0
平成 22 年度	1	0
平成 23 年度	1	0
平成 24 年度	0	0
平成 25 年度	0	1
平成 26 年度	1	1
平成 27 年度	1	4
平成 28 年度	4	1
平成 29 年度	0	2
平成 30 年度	1	2
令和元年度	1	2
令和2年度	2	1
令和3年度	0	1
令和4年度	0	2
累 計	31	20

#### ◆大気汚染監視測定（環境課）

区内の大気汚染物質および気象を常時測定し、汚染状況や防止対策の効果、経年変化を把握するとともに区民に公表します。また、必要に応じて迅速な対策を講じます。

##### ① 一般環境大気測定局（1局）

- 水元局（東水元1-7-3水元図書館併設）昭和57年2月12日設置  
一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化いおう、一酸化炭素を測定

##### ② 自動車排出ガス測定局（3局）

- たつみ局（西新小岩2-1-5蔵前橋通り沿道）昭和57年3月8日設置
- 新宿局（新宿3-7-1水戸街道沿道）昭和57年8月23日設置  
※ 平成26年4月1日に新宿3-6-11より移設しました。  
※ 平成30年2月以降、敷地内での工事開始により測定を休止していましたが、令和3年7月1日に測定を再開しました。
- 堀切局（堀切1-7-12首都高速道路沿道）昭和59年1月30日設置

全3局で一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質を測定  
 たつみ局では気象（風向・風速、温度・湿度）も測定

《令和4年度測定結果》

測定局	測定項目	年平均値	1時間 値の 最高値	2%除外値	98%値	評 価 達 成○ 非達成×	
		ppm mg/m <sup>3</sup>	ppm mg/m <sup>3</sup>	ppm mg/m <sup>3</sup>	ppm	短期	長期
水元	一酸化窒素 NO	0.004	0.181	—	0.024	—	—
	二酸化窒素 NO <sub>2</sub>	0.013	0.071	—	0.032	—	○
	窒素酸化物 NO <sub>x</sub>	0.017	0.220	—	0.055	—	—
	浮遊粒子状物質 SPM	0.012	0.120	0.026	—	○	○
	光化学オキシダント O <sub>3</sub> (5時から20時)	0.030	0.163-	—	—	×	—
	二酸化いおう SO <sub>2</sub>	0.001	0.014	0.002	—	○	○
	一酸化炭素 CO	0.3	1.2	0.6	—	○	○
たつみ	一酸化窒素 NO	0.004	0.142	—	0.020	—	—
	二酸化窒素 NO <sub>2</sub>	0.014	0.072	—	0.036	—	○
	窒素酸化物 NO <sub>x</sub>	0.018	0.211	—	0.055	—	—
	浮遊粒子状物質 SPM	0.015	0.072	0.032	—	○	○
新宿	一酸化窒素 NO	0.006	0.249	—	0.033	—	—
	二酸化窒素 NO <sub>2</sub>	0.017	0.074	—	0.035	—	○
	窒素酸化物 NO <sub>x</sub>	0.023	0.323	—	0.070	—	—
	浮遊粒子状物質 SPM	0.013	0.063	0.028	—	○	○
堀切	一酸化窒素 NO	0.005	0.141	—	0.025	—	—
	二酸化窒素 NO <sub>2</sub>	0.017	0.074	—	0.037	—	○
	窒素酸化物 NO <sub>x</sub>	0.021	0.215	—	0.058	—	—
	浮遊粒子状物質 SPM	0.014	0.102	0.031	—	○	○

## ◀経年変化▶

### ① 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

水元局では、平成 11 年度以降毎年環境基準を達成し、自動車排出ガス測定局でも平成 17 年度以降は 3 局とも環境基準を達成しています。全体としては横ばいまたは減少の傾向を示しています。

### ② 浮遊粒子状物質 (SPM)

水元局では、環境基準について、平成 17 年度以降短期的評価を、平成 14 年度以降長期的評価を毎年達成しています。自動車排出ガス測定局では、平成 16 年 6 月から測定を開始し、3 局とも長期的評価を達成しています。また、平成 28 年度以降は短期的評価も達成しています。全体としては横ばいまたは減少の傾向を示しています。

### ③ 光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)

昭和 57 年度の測定開始以来、一度も環境基準を達成していません。

### ④ 二酸化いおう (SO<sub>2</sub>)

環境基準について、昭和 57 年の測定開始以来、毎年長期的評価を達成しています。また、短期的評価も、平成 15 年度以降毎年達成しています。

### ⑤ 一酸化炭素 (CO)

昭和 57 年の測定開始以来、毎年環境基準（短期的評価、長期的評価）を達成しています。

## ◆工場認可申請・立入検査（環境課）

### ◀工場認可申請▶（P104 に掲載）

### ◀立入検査▶

#### ・燃料基準

いおう酸化物による大気汚染を防止するため、重油などの石油系燃料を 300 ㍓/日以上使用する工場に対し、基準に適合した、いおう含有率の燃料の使用を義務づけています。

燃料基準について、対象となる工場がある場合には、区が対象工場への立ち入り、使用燃料の確認、採水等を行い、基準に適合しているかの検査を実施しています。

## ○工場燃料基準立入等検査結果

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
立入等件数	1 (○)	1 (○)	0	0	0
基準超過件数	0	0	0	0	0

※ ( ) 内は使用燃料採取件数

◆指定作業場の届出・立入検査（環境課）

≪指定作業場設置・変更届≫（P104～105に掲載）

≪立入検査≫

工場と同じく、区は指定作業場における石油系燃料中のいおう含有率の立入等調査を実施しています。

○指定作業場燃料基準立入等検査結果

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
立入等件数	1（〇）	1（〇）	1（〇）	1（〇）	0
基準超過件数	0	0	0	0	0

※（ ）内は使用燃料採取件数

◆放射線対策（環境課）

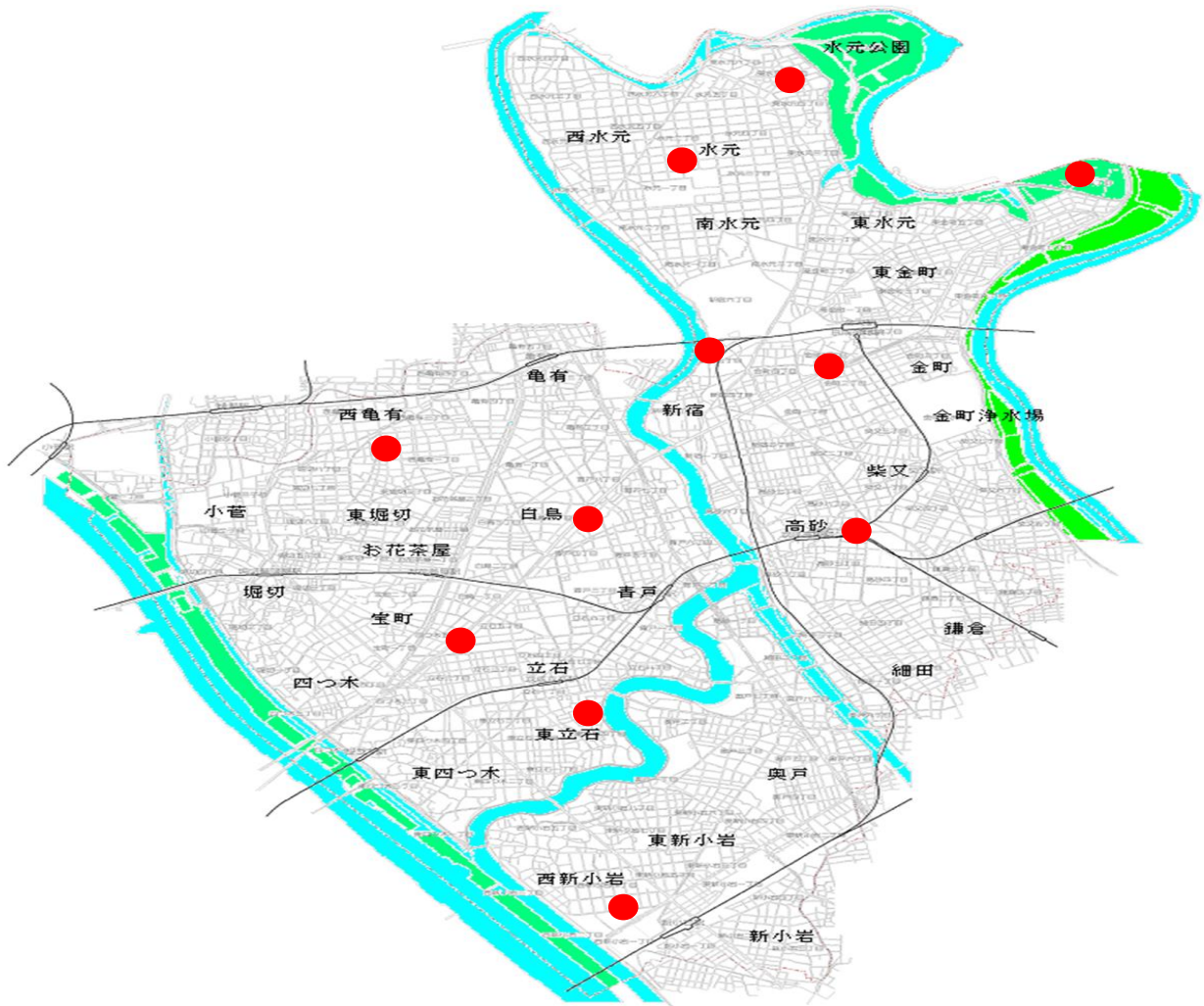
平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の影響による区民の不安を解消するため、空間放射線量の定点測定など様々な取組を実施し、事故由来放射性物質の影響に対応しています。

① 空間放射線量の定点測定（環境課）

平成23年6月から区内の7箇所の公園について空間放射線量の測定を開始し、同年12月からは、さらにきめ細かな調査を行うため、26箇所の公園を加えた33カ所で、定点測定を実施しています。平成25年12月以降、測定値の平均値は毎時0.06マイクロシーベルト程度（※）とほぼ一定の数値で推移していることから、令和3年4月から測定箇所を11箇所に変更し、年4回（4月・7月・10月・1月）の測定を実施しています。

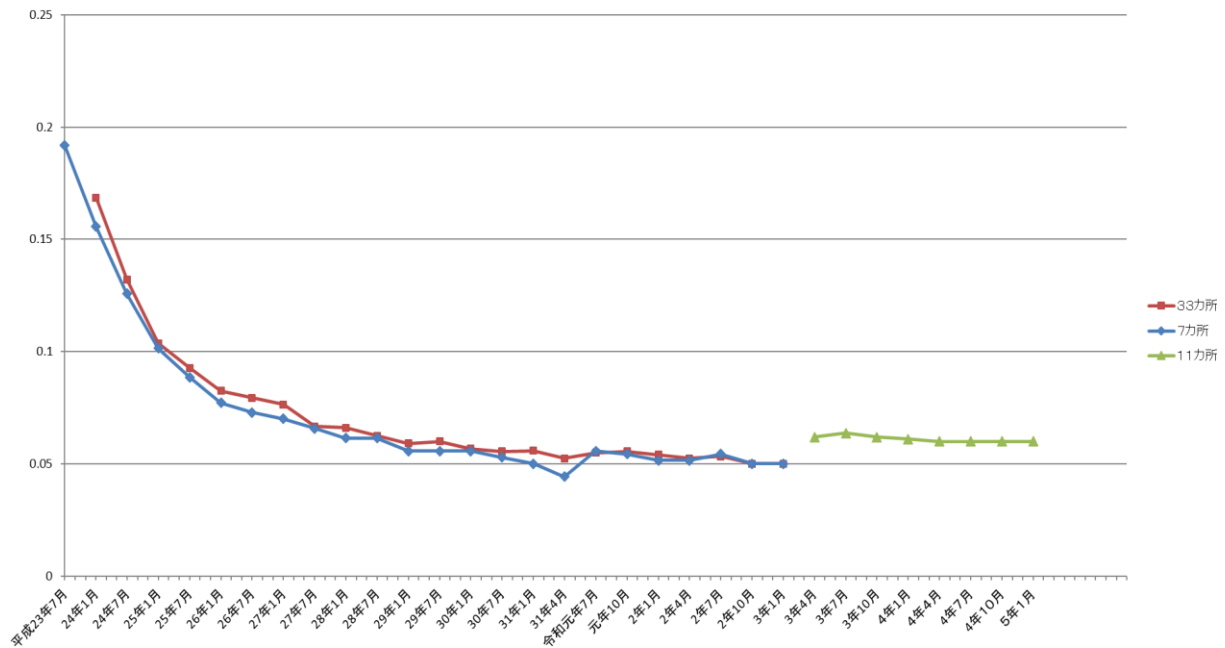
（※）福島第一原子力発電所事故発生前の新宿区内での測定値（毎時0.028～0.079マイクロシーベルト）とほぼ同じ水準です。

○空間放射線量の定点測定地点



## ○葛飾区空間放射線量定点測定結果の推移

単位：マイクロシーベルト/時



測定機器

ALOKA 社 (TCS-172B)



測定の模様

### ② 区道などでの随時測定（環境課）

区が管理する施設で、区民などによる独自の空間放射線量の測定結果が区の除染基準（地上1 cmの高さで毎時1マイクロシーベルト）以上であった場合には、区が随時再測定を実施し、必要に応じて除染を実施します。

### ③ 空間放射線量測定器の貸し出し（環境課）

区役所本庁舎と金町区民事務所の2箇所で、空間放射線量測定器の貸し出しを行っています。区内在住の方や、区内に土地を有する方などに、無料で8日間貸し出しています。

### ④ 放射線に関する普及啓発（環境課）

区広報紙やホームページ、消費生活展への参加などにより、放射線に関する区の実施などをお知らせしています。

◆PM<sub>2.5</sub>対策（環境課）

平成 21 年 9 月に環境基準が告示されたことから、環境基準の適合状況や季節変化などを把握するため、大気中の微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の調査を実施しています。

また、PM<sub>2.5</sub>は様々な健康影響が懸念されているため、大気中のPM<sub>2.5</sub>濃度が国の暫定指針値を超えると東京都が予想した場合などには、区内に注意喚起情報を伝達します。

① 注意喚起情報の伝達

東京都が、PM<sub>2.5</sub>濃度の 1 日当たりの平均値が 70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （国の暫定指針値）を超えると予想した場合、各区市に注意喚起情報を伝達します。区がこの情報を受信した場合、区内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、地区センター、図書館などを中心に注意喚起情報を伝達します。

○注意喚起のための暫定的な指針

レベル	暫定的な指針となる値	行動の目安
	日平均値（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	
II	70 超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。（高感受性者においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。）
I	70 以下	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者では健康への影響がみられる可能性があるため、体調の変化に注意する。
（環境基準）	35 以下	

※ 高感受性者は、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者など。

② 大気中のPM<sub>2.5</sub>調査

《区のPM<sub>2.5</sub>測定結果》

平成 26 年度から令和 2 年度まで、区内 3 箇所において年 4 回（測定 1 回あたり 7 日間）PM<sub>2.5</sub>の測定を実施していました。

また、区内には東京都の測定局が 3 箇所設置されており、鎌倉局、環七通り亀有局は平成 24 年 4 月から、水元公園局は平成 25 年 4 月から測定をしています。



管轄	測定局名	場所	期間	備考
葛飾区	新宿測定局	新宿 3-7-1	平成 26 年度～ 令和 2 年度	平成 30 年 2 月以降、敷地 内での工事により測定を 休止
	たつみ測定局	西新小岩 2-1-5	平成 26 年度～ 令和 2 年度	
	堀切測定局	堀切 1-7-12	平成 26 年度～ 令和 2 年度	
東京都	鎌倉局	鎌倉 2-21-4	平成 24 年 4 月～	一般局
	水元公園局	水元公園 3-2	平成 25 年 4 月～	一般局
	環七通り亀有局	亀有 2-75-1	平成 24 年 4 月～	自排局

◆自転車や公共交通機関の利用促進や次世代自動車の普及促進

以下の取組に掲載

基本目標 2 基本施策 4 取組 (5) 「徒歩や自転車で移動できる環境に配慮したまちづくり」(P39～41)

基本目標 2 基本施策 4 取組 (6) 「次世代自動車 (ZEV) の普及促進」(P41)

## 基本施策 13 快適できれいなまちづくり

### (1) 騒音、振動、悪臭などの防止の推進

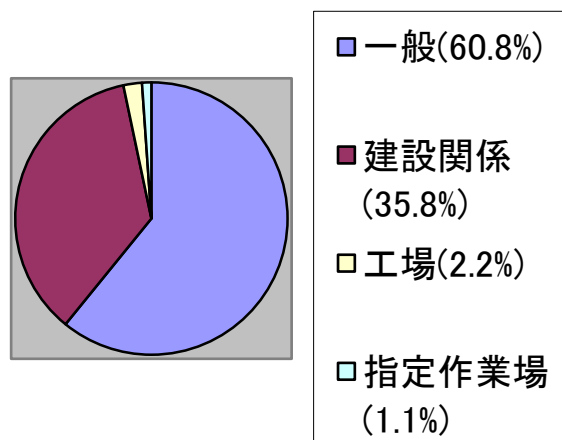
#### ◆工場等苦情処理（環境課）

良好な生活環境をまもるため、工場や指定作業場\*などから発生する騒音・悪臭・振動などの公害現象についての区民などからの苦情・相談に迅速に対応し、生活環境の保全に努めています。また、近隣どうしで発生する生活音などの個人の感覚的な苦情については、日頃から顔の見えるコミュニケーションを心がけ、お互いに配慮することで未然に防止ができることから区広報紙やホームページで周知するとともに、リーフレットを作成し、かつしか環境・緑化フェアなどのイベントを活用した啓発活動を実施しています。

#### ◀苦情の受付状況▶

令和4年度の公害苦情受付件数を見ると、一般が60.8%と大半を占めており、つづいて建設関係が35.8%、工場が2.2%、指定作業場が1.1%となっています。

公害苦情受付件数の比率（令和4年度）



#### ○発生源別苦情件数（全体）

	一般	建設関係	工場	指定作業場
令和4年度	163	96	6	3

#### ◀工場・指定作業場の公害▶

マンション建設や新たな住宅の建築によって工場の周辺環境は変化しています。

これまでの、明らかに規制基準を超過している事例や、被害の程度がはっきりしている事例は減少し、生活スタイルの多様化や近隣関係の希薄化などの進行による、苦情や相談が増加しています。

工場、指定作業場の公害苦情の種類については、70.0%が騒音、20.0%が悪臭についての苦情でした。

### ① 騒音

事業者が遵守すべき規制基準は、騒音規制法、環境確保条例によって定められています。

苦情や相談があった場合、環境課では現地調査を迅速に実施し、発生源や被害の状況把握に努めています。苦情者、発生源者双方から詳しく話を聞くとともに、具体的な改善には当事者間の話し合いが不可欠であることから、話し合いの場を設けるなど、早期の問題解決に向けて取り組んでいます。

### ○騒音苦情における業種別比率（工場・指定作業場のみ）

	製造業	クリーニング	廃棄物処理業	その他	不明
令和4年度	7	0	0	2	1

### ② 悪臭

工場・指定作業場に関わる悪臭の苦情は、騒音の次に多くなっています。規制する法令は、悪臭防止法、環境確保条例があり、事業活動に伴って発生する悪臭に対して、臭気指数による規制基準が定められています。

苦情が多い事業場としては、自動車修理工場、公衆浴場などがあります。日常生活への影響に応じて、排出口から排出される臭気を採集し、臭気指数を把握することで事業者側へ改善指導を行うことがあります。

### ③ その他の現象

騒音・悪臭のほかに、ばい煙がありました。

### 《近隣公害》

一般家庭のピアノや音響機器・冷暖房機器などの使用、飲食店などの営業に伴う日常生活騒音を発生源とする苦情です。

#### ① 生活騒音

日常生活で発生する音や臭いは、相手の受け止め方によって感じ方が違う感情的で感覚的な公害です。

これは、生活スタイルの多様化や快適な生活を求める意識の高まり、住宅、アパート、

工場などの混在と密集、また、非永住意識や日中不在による近所づきあいの減少などによって、周囲の環境と上手く付き合えないことが要因と考えられています。

これらは、心理的、主観的な要素が強いだけに、法令で一律に規制することが難しく、根本的な解決を困難なものにしています。

## ② 深夜営業騒音

深夜の営業に伴い発生する騒音は、生活環境のうち、人の最も基本的な生活の条件である睡眠に関係するため、その対策はきわめて重要です。

住居系地域では、深夜（午後 11 時から翌日午前 6 時まで）における、飲食店、喫茶店、ガソリンスタンドなどの営業が環境確保条例によって制限されています。

また、区内全域において、外に音が漏れる状態での深夜のカラオケなどは禁止されており、店外での客の見送りや会話などの騒音についても規制の対象になります。特にひどい騒音を発生させている店舗に対しては、警察署と合同で「夜間立入調査」を行う場合もあります。

## 《公害防止の啓発》

近年、日常生活に密着した音や臭いに関する苦情や相談が増加しています。これらは、当事者双方が被害者意識を持っていることから、話し合いや対策に至らないケースが多く、時間が経過するほど問題の解決が困難になり、重大な事件に発展することもあります。近隣に配慮した生活を心がけ、顔の見えるコミュニケーションで無用なトラブルが回避できるよう啓発活動に取り組んでいます。

## ◆特定施設の届出（環境課）

騒音規制法および振動規制法では、著しい騒音または振動を発生させるおそれのある施設を「特定施設」として規定し、「特定施設」を有する事業場からの騒音や振動の発生を未然に防止するため、設置や変更の際に事業者から区への事前の届出を義務づけています。

区はこの届出内容を審査し、規制基準に適合しているかを判断しています。

## ○特定施設届出件数

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
騒音 特定施設	設置 (件)	10	4	4	3	8	5
	変更 (件)	1	1	4	0	6	3
	計 (件)	11	5	8	3	14	8

振動 特定施設	設置 (件)	9	3	3	2	5	2
	変更 (件)	1	0	5	0	2	3
	計(件)	10	3	8	2	7	5

◆建設作業の規制（環境課）

ビル、マンションの解体、新築工事や道路工事などは、大型の重機などを使用するため、騒音が非常に大きく、振動を伴うことが多いため、周辺住民の生活環境に大きな影響を与えます。このため、騒音規制法、振動規制法に基づいた、「特定建設作業実施届出書」を区に届け出るよう義務づけられています。これらの法律では、届出の作業内容に応じ、騒音・振動の遵守すべき基準値とともに、作業の曜日や時間帯などが規制されています。

これらの法律に含まれない、重機などを使用する作業についても、環境確保条例に定める指定建設作業として騒音・振動の基準値などが定められています。

また、平成 18 年には、「葛飾区建築物の解体工事等に係る計画の事前周知に関する要綱」を制定し、地域における健全な環境と良好な近隣関係を確保するため、解体工事などに係る発注者などに対して、工事開始前に周辺住民に工事内容などを周知し、工事標識を設置することとともに、工事開始前までに「事前周知報告書」の区への提出を義務づけています。

○特定建設作業届出件数

種 別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
騒 音 (件)	315	326	342	377	373
振 動 (件)	180	200	214	265	240

○事前周知報告書報告件数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
件 数	641	645	507	574	545

◆自動車騒音・振動調査（環境課）

≪自動車騒音の常時監視≫

騒音規制法第 18 条に基づき、自動車騒音の状況を調査しています。また、調査結果を道路沿道における環境基準の達成状況として公表し、環境省へ報告しています。

○自動車騒音の常時監視による住居などにおける環境基準達成状況

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	昼間	夜間	昼間	夜間	夜間	昼間	夜間	夜間	昼間	夜間
評価区間数	45		45		45		45		45	
達成率(%)	95.8	100.0	95.5	100.0	95.2	100.0	94.6	100.0	96.3	89.8
達成戸数(戸)	36,237	37,838	37,421	39,168	34,049	35,766	35,086	37,089	39,636	36,954
戸数(戸)	37,838	37,838	39,168	39,168	35,766	35,766	37,089	37,089	41,150	41,150

《道路交通騒音・振動調査》

騒音規制法第21条の2、及び、振動規制法第19条に基づき、自動車及び鉄道などによる道路騒音・振動の状況を調査しています。また、調査結果を公表し、東京都へ報告しています。

● 道路交通騒音調査結果

区内の幹線道路16地点を3年ローテーションで調査を実施し、道路沿道における騒音、振動の実態把握に努めています。令和4年度の調査はNo.21夜間測定で環境基準を超過しましたが、その他の測定地点では要請限度、環境基準を超過した地点はありませんでした。

● 道路交通振動調査結果

騒音調査と同じ地点で調査を実施しています。令和4年度の調査では調査したすべての地点において、昼間および夜間の両時間区分とも要請限度を下回っていました。



道路交通騒音測定機械

○道路交通騒音調査および道路交通振動調査結果経年変化

No.	路線名 (通称名)	測定場所 (用途地域)	車道 端から の距離 (m)	地上 からの 高さ (m)	騒音レベル(dB)										車道 端から の距離 (m)	振動レベル(dB)									
					30		31		R2		R3		R4			30		31		R2		R3		R4	
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	都道王子金町江戸川線 (岩槻街道)	水元3-20 (1住)	0.5	1.2	60	65	-	-	-	-	60	55	-	-	0.5	43	36	-	-	-	-	44	36	-	-
2	都道王子金町江戸川線	西水元5-2 (1住)	0	1.4	-	-	-	-	67	64	-	-	-	0	-	-	-	-	43	38	-	-	-	-	
3		西水元6-16 (1住)	0	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4	都道松戸草加線	東金町8-2 (2特)	0	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	都道王子金町江戸川線 (柴又街道)	柴又4-30 (近商)	0.7	1.2	62	59	-	-	-	64	59	-	-	0.7	39	33	-	-	-	-	42	35	-	-	
6	都道環状7号線 (環七通り)	亀有3-38 (2特)	0	1.2	-	-	68	65	-	-	-	-	67	65	0	-	-	46	42	-	-	-	-	45	44
7	都道環状7号線 (環七通り)	高砂1-2 (2特)	0	2.3	71	68	-	-	71	68	68	66	-	0	44	40	-	-	44	41	45	41	-	-	
8	国道6号 (水戸街道)	金町5-24 (商業)	0	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
9	国道6号 (水戸街道)	四つ木5-15 (準工)	0	1.2	-	-	71	70	-	-	-	-	67	65	0	-	-	46	44	-	-	-	-	44	41
10	都道言問大谷田線	堀切6-1 (商業)	0.8	1.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
11	都道千住小松川葛西沖線	小菅3-6 (準工)	0	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
12	都道千住小松川葛西沖線 (平和橋通り)	小菅2-19 (準工)	0	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
13		堀切3-32 (準工)	0	1.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
14		堀切2-60 (準工)	0	1.2	-	-	-	-	64	61	-	-	-	0	-	-	-	-	43	38	-	-	-	-	
15		東立石2-1 (準工)	0	1.2	-	-	62	58	-	-	-	-	62	57	0	-	-	37	31	-	-	-	-	36	30
15	都道市川四つ木線 (奥戸街道)	奥戸2-37 (2特)	0	1.8	-	-	65	62	-	-	-	-	-	0	-	-	40	34	-	-	-	-	-	38	32
16		新小菅1-53 (商業)	0	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	都道御徒町小岩線 (蔵前橋通り)	東新小岩3-12 (準工)	0	1.4	-	-	-	-	69	65	-	-	-	0	-	-	-	-	43	37	-	-	-	-	
18	区道408号	水元1-20 (準工)	5	2	-	-	-	-	64	59	-	-	-	5	-	-	-	-	39	31	-	-	-	-	
19	首都高速 中央環状線 都道千住小松川葛西沖線	小菅1-35 (2住)	0	1.8	-	-	63	61	-	-	-	-	-	0	-	-	46	44	-	-	-	-	-	-	
		小菅1-2 (準工)	90	13.6	-	-	-	-	-	-	-	-	69	65	0	-	-	-	-	-	-	-	-	43	41
		小菅1-2 (準工)	20.2	13.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	首都高速 6号三郷線	小菅1-35 (2住)	13	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		小菅1-36 (2住)	52	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
21	首都高速 中央環状線 都道新荒川葛西堤防線	堀切2-4 (1住)	9	1.2	-	-	68	66	-	-	-	-	68	66	9	-	-	40	39	-	-	-	-	-	
		9.4	7.5	-	-	69	67	-	-	-	-	-	-	9.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		9.4	9.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	68	66	9.4	-	-	-	-	-	-	-	-	40	38
22	首都高速 中央環状線 都道新荒川葛西堤防線	東四つ木1-3 (工業)	1.8	1.2	63	58	-	-	-	64	61	-	-	1.8	45	43	-	-	-	-	46	45	-	-	
		25.5	9.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
23	国道298号	東金町8-10 (2特)	0	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
24		東金町8-16 (2低)	0	1.2	58	56	-	-	-	59	57	-	-	0	43	41	-	-	-	-	44	41	-	-	
25		東金町8-33 (1低)	0	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
26	国道6号 (水戸街道)	金町3-19 (商業)	0	1.8	71	68	-	-	70	67	71	68	-	0	29	28	-	-	29	27	33	32	-	-	
		0	11.8	-	-	-	-	75	73	75	74	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		0	17.3	76	74	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注：等価騒音レベルは測定期間内（7日間）の平日3日の測定値

◆鉄道騒音・振動調査（環境課）

鉄道による騒音・振動の状況を把握し、周辺地域の騒音・振動防止対策のための基礎資料とします。

○鉄道騒音・振動調査結果

測定年度	No.	路線名	測定地点	騒音ピーク		等価騒音レベル		振動ピーク		平均速度 (km/h)
				レベル(dB)		(推計) (dB)		レベル(dB)		
				12.5m	25.0m	(12.5m地点)		12.5m	25.0m	
				地点	地点	昼間	夜間	地点	地点	
H30	1	京成本線	青戸3-8	70	69	55	50	49	49	79
	2		宝町2-6	85	81	68	63	57	52	77
	3	京成金町線	柴又3-35	87	82	64	60	56	55	63
	4	新金貨物線	新宿3-1	83	78	50	51	64	52	46
H31	1	京成押上線	立石1-4	85	77	70	65	62	48	84
	2		東四つ木4-43	83	78	68	63	62	60	77
	3	京成本線	鎌倉1-33	82	79	66	61	63	56	64
	4	北総鉄道	柴又5-38	63	61	45	41	38	35	65
R2	1	京成押上線	立石7-27	84	81	72	67	61	58	57
	2		立石3-31	81	78	67	62	57	59	70
	3	京成押上線	立石2-37	89	81	74	69	65	60	86
	4	北総鉄道	鎌倉3-23	60	57	45	42	41	41	50
R3	1	京成押上線	立石8-14	76	71	61	56	51	50	54
	2		立石1-7	85	80	70	65	61	60	77
	3	京成押上線	東四つ木4-41	86	80	71	66	60	57	85
	4	JR総武線	新小岩4-30	78	74	66	60	48	45	84
R4	1	京成押上線	立石1-4	84	78	69	64	63	54	85
	2		東四つ木4-43	80	76	65	60	60	61	84
	3	京成本線	鎌倉1-33	80	76	64	59	64	59	64
	4	JR総武線	柴又5-38	65	63	47	41	43	37	80

※ 新金貨物線の測定結果については列車本数が 20 本に満たなかったため、得られた本数のパワー平均値（振動は算術平均）を示しています。



鉄道騒音測定器

◆騒音対策アドバイザー制度（P28～29 に掲載）

（2）喫煙ルールの徹底

◆ポイ捨て防止等環境美化活動（地域振興課）

「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」（平成 17 年 8 月施行）を広く周知するとともに、ポイ捨て並びに喫煙による危険や迷惑を防止し、きれいで清潔なまちにします。



条例改正により、平成 30 年度から JR 金町駅・亀有駅・新小岩駅・綾瀬駅周辺、令和元年度からは京成立石駅・お花茶屋駅・堀切菖蒲園駅周辺の道路及び区が管理する公園・児童遊園を喫煙禁止区域に指定しました。また、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる社会を目指し、指定喫煙場所の整備を進めています。

○指定喫煙場所の設置総数

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
指定喫煙場所整備数	8	9	8	8

○駅周辺の清掃を通した、ポイ捨て・歩きたばこ防止の啓発活動実施数（年間）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
清掃・啓発活動実施数	4,464	5,392	1,632	1,632

※平成 30 年度から令和 2 年度は、条例違反者に対して直接注意を行うパトロール活動を含む。

※その他、区広報紙やホームページ、かつしか FM、京成タウンバス車内放送を利用した広報活動、路面シールなど禁止周知サインの設置、禁止周知用プレートの配布を実施。



新小岩駅南口 指定喫煙場所

(3) 地域美化活動の推進

◆一斉美化活動（地域振興課）

「自らのまちは自らきれいに」という区民の主体的な活動を促進するため、自治町会を主体とした清掃活動を行う団体を「環境美化地区」として指定し、活動への支援を行います。

また、毎年5月の最終日曜日を「葛飾区環境美化の日」とし、区内全域で一斉に清掃活動を行う「環境美化の日クリーン作戦」を実施します。

○環境美化地区の活動回数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
清掃活動の回数（回）	1,361	1,332	1,119	1,221

※各年度の清掃活動の回数は、7月～翌6月までのものであり、令和4年度については令和4年7月～令和5年6月までの回数。

○「環境美化の日クリーン作戦」におけるごみの収集量

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ごみ収集量（kg）	35,038	0（※）	0（※）	30,103

※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。



「環境美化の日クリーン作戦」の様子  
（江戸川河川敷）

## 基本施策 14 化学物質等の適正管理

### (1) 有害化学物質の適正管理・処理の指導

#### ◆適正管理化学物質の使用量などの届出（環境課）

環境確保条例では、六価クロム、PCB、トリクロロエチレンなど 59 種類の化学物質（適正管理化学物質）を 1 年間に 100kg 以上取り扱う事業者に対し、前年度の使用量などの届出を義務づけており、自主的な適正管理や安全の高い代替物質への転換を促進するとともに有害化学物質の排出抑制を図っています。

#### ○適正管理化学物質使用量報告書届出件数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
件 数	72	74	75	71	70

#### ◆適正管理化学物質管理方法書の作成・提出（環境課）

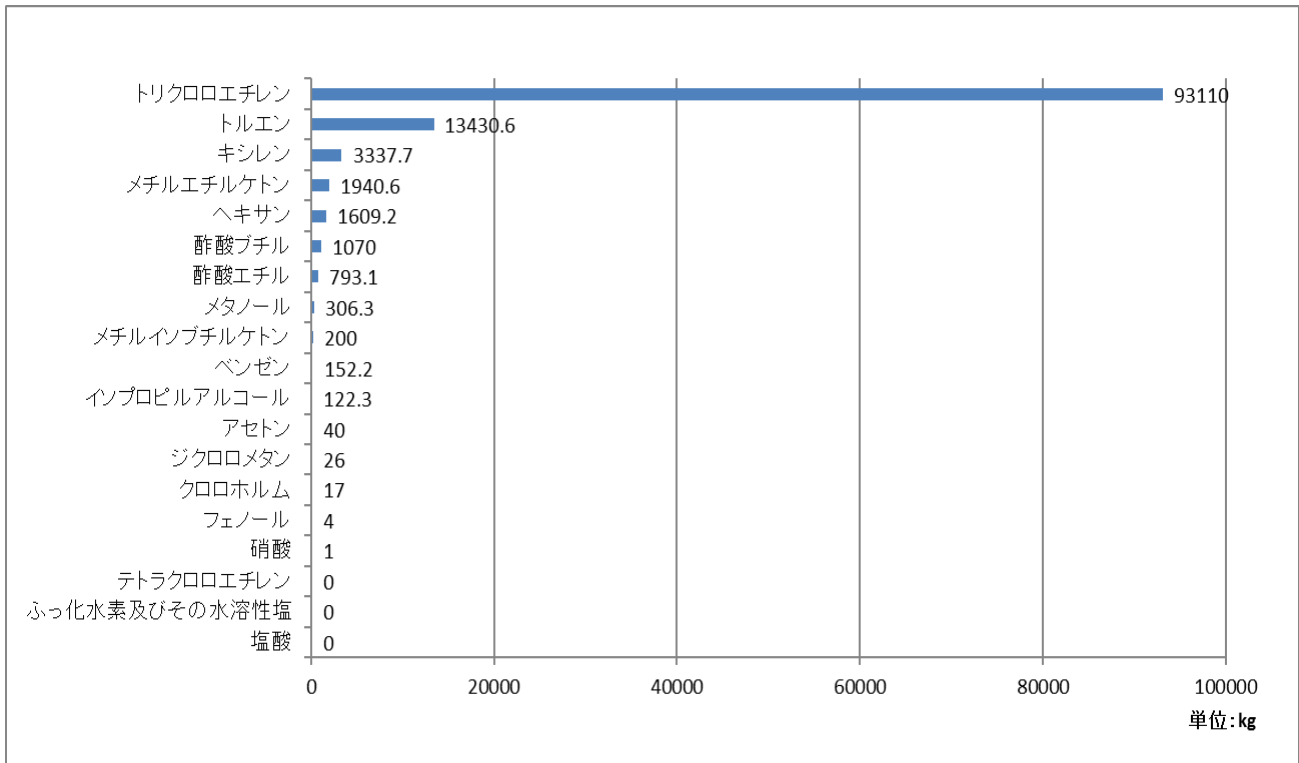
環境確保条例では、適正管理化学物質を 1 年間に 100kg 以上取り扱う事業者に対し、化学物質を適正に管理するための方法書の作成を義務づけています。その中でも、従業員数 21 名以上の事業場においては、化学物質の排出防止設備などの内容と保守管理や、排出削減などに関する取組方法などを管理方法書として、初年度および内容に変更があった場合にはその都度、提出を求めています。

#### ○適正管理化学物質管理方法書届出数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
件 数	1	1	5	8	4

◆区における化学物資ごとの環境への排出量（環境課）

区における化学物質ごとの環境への排出量は、最も多い化学物質がトリクロロエチレン、次いでトルエン、キシレン、メチルエチルケトンとなっています。



（令和3年度）

◆化学物質などの適正管理に関する普及・啓発（環境課）

化学物質は便利な生活を送るのに欠かせない一方、その性状や毒性、使用状況からみて、人や生態系に悪影響を与えるものがあり、これら有害化学物質による環境汚染が強く懸念されています。

このため、有害化学物質を取り扱う事業場に、自主的な適正管理や有害性の少ない代替物質への転換を促すなど、環境リスクをより低減していくことが必要です。

- ① 東京都と連携し、化学物質取扱事業者へ VOC 排出量削減事業への技術支援などを周知
- ② 化学物質の適正管理についてのリーフレットを事業者へ配布

◆VOC排出量削減のための啓発・指導（環境課）

都内では、工場などに対するばい煙規制やディーゼル車排出ガス規制などの実施により、多くの大気汚染物質の濃度が低下傾向にあります。しかし、光化学オキシダントはいまだに環境基準が達成できず、年度による変動はあるものの、横ばいの状況が続いてい

ます。VOC は光化学オキシダント・二次生成物質（SPM・PM2.5）生成の一因であることから、VOC の削減が必要とされています。

- 東京都が進めている次の VOC 排出量削減事業への技術支援などを化学物質取扱事業者へ周知
  - ① VOC 対策セミナーの開催
  - ② VOC 対策アドバイザーの派遣
  - ③ VOC 対策ガイドの発行
- 次の機会などに化学物質取扱事業者に対し、低 VOC 製品・有害性の少ない代替物質への転換を啓発
  - ① 工場認可、指定作業場届出に伴う現場実査時
  - ② 化学物質使用量などの報告受付時

## （２）土壌・地下水汚染などの防止の推進

### ◆工場・指定作業場の廃止及び建物除却時の措置（環境課）

土壌汚染による人の健康被害を防止するため、有害物質を取り扱う工場・指定作業場に対して、当該工場・指定作業場の廃止時、全部もしくは主要な部分の除却時に汚染状況の調査を義務づけ、その結果、基準を超える土壌汚染があった場合に拡散防止措置・土壌地下水汚染対策を義務づけています。

### ○土壌汚染状況調査報告書の届出件数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
件 数	6	7	3	10	7

### ○汚染拡散防止措置完了届出書・土壌地下水汚染対策完了届出書の届出件数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
件 数	1	1	2	4	3

### ◆水質汚濁の防止の推進（環境課）

《立入検査》（認可工場）、《立入検査》（指定作業場）（ともに P104～105 に掲載）などを実施しています。